

## 厳罰化と格差社会

—2000年前後の状況とその後の変化

前野 育 三

### I はじめに

私は、渡辺洋三先生追悼論集『日本社会と法律学』に「格差社会と厳罰化」と題する論文を寄せた。出版は2009年2月であるが、わずかの間に、格差社会についても、厳罰化についても、状況はずいぶん変化した。そのため、その後の変化を追ってみたいと思うようになった。また、上記論文を書き上げた直後に、浜井浩一代表編集になる『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』（現代人文社、2009年）が出版されたことも、思考を深める大きな刺激になった。松原英世「厳罰化を求めるものは何か―厳罰化を規定する社会意識について―」（『法社会学』第71号（2009年）142頁以下）も実態調査として注目に値する。

上記拙稿の中で、私は、厳罰化の具体的な形として、①検察官による処理については、略式命令請求が減少し、公判請求が増加していること、それに伴って、裁判においては、罰金刑が減少し、懲役刑が増加していること、②長期刑の比率が増し、平均刑期が長くなったこと、③死刑と無期懲役が増加し、かつ、無期懲役の仮釈放時期が遅くなっ

たことを挙げた。これらのうち、その後変化したものもあるが、①検察官の処理事件のうち、公判請求事件の割合が増加している(第1図)、②長期化した刑が高止まりの状態にある(第2表)、③無期刑の仮釈放の時期は、ますます遅くなっている(第1表)、などの点で、基本的には、2000年前後の時期の特徴を維持しているが、犯罪が大幅に減少した(第2、5図、第3表)ので、刑務所の過剰拘禁は解消してきた(第6、7図)(刑務所過剰拘禁の解消の原因としては、新規受刑者数の減少のほか、PFI刑務所の創設によって、刑務所の総定員が6000人分増えたことも大きな原因である)。本稿では、刑法犯のうち自動車運転過失致死傷などの交通関係刑法犯を除いたものを一般刑法犯と呼ぶことにする。近年の犯罪減少は、窃盗の減少(第2図)が顕著であるが、窃盗以外の一般刑法犯(第3図)も自動車運転過失致死傷(第3表)も、さらに特別法犯の中では、道路交通法違反の減少(第5図)も顕著である。

7、8年前までは、前記のような重罰化の現象が、犯罪の増加と重なったために、刑務所の過剰拘禁が急速に進んでいた。現在は、犯罪の減少期である。犯罪の増減は、少し遅れて刑務所の収容状況の変化となって現れるが、多くの犯罪のピークが2003年頃であり、2004年頃からは減少が続いている。前稿を書いた頃は、まだ、収容状況への影響がよく見えない時期であった。現在は、重罰化もさすがに数年前に極点に達したように見え、顕著な変化が止まっており、犯罪の認知件数、検挙件数、検挙人員等は、減少している(第4表)、それに伴って起訴人員(第8図)と有罪人員(第5表)も減少に向かっている。しかし厳罰は、高止まりの状態であって、厳罰「化」の顕著な進行が止まったとはいえず、長年の間に進行した厳罰化の結果としての厳罰の水準は変わることなく続いているのである。このことを示していきたい。

## II 刑罰制度運用の現状

### 1 検察の起訴裁量——起訴猶予と略式手続

ここ20年間に進行してきた厳罰化の特徴は、広く罰することではなく重く罰することである。日本の刑事政策の特徴の一つは、起訴猶予や執行猶予で刑務所に収容する犯罪者をセレクトしていくことにあるが、その点は少しも変わっていない。後に述べるように有罪総数が増加しているわけではなく、逆に顕著に減少している(第5表)。有罪総数の減少は罰金の減少によるものであるが(第5表)、懲役判決数も、1990年代半ばから2000年代前半までの10年余は、犯罪の増加(主として窃盗の増加)に伴って増加してきたが、その後は減少している(第5表)。それに対して、受刑者中、長期刑の受刑者の比率は顕著に増加しているのである(第1表)。このような変化の源泉は検察裁量にある。広く罰するのではなく重く罰する検察裁量について、やや詳細に見ることにしよう。

起訴率は、ほとんどすべての罪種について低下し(第8図)、起訴猶予率は逆に、ほとんどの罪種について上昇している。このように、従来よりも処罰範囲を広げたわけではなく逆に狭めている。起訴の中で略式命令請求の割合が激減し、公判請求の割合が増している(第1図)。略式命令の減少は、略式命令の多くを占める交通犯罪自体の減少によるところが大きいが、自動車運転過失致死傷に占める公判請求の割合は高止まりであり10年前に比較すると少しばかり上昇している。率にすればわずかであるが、母数が非常に大きいので、公判請求事件数にかなりの影響を及ぼし、数年前までの懲役刑の増加の一因をなしてきた。

2006年の刑法の一部改正で窃盗の法定刑に罰金が付加されたことによって、公判請求率低下の要因が作られた

にもかかわらず、公判請求率は逆に上昇している。窃盗に対する手続と刑罰を見ると、通常手続を経て懲役が2万余、通常手続を経て罰金が600弱に対して、略式手続を経て罰金が6000余を占めている(第6表と第7表から)。窃盗の法定刑に関するこの改正後、軽い窃盗に対する罰金刑は、すでにかなり活用されており、その多くが略式手続を経ての罰金である。略式手続を経ての罰金が増加することによって、公判請求と起訴猶予がともに減少したと考えられる。したがって検察庁処理人員全体に占める公判請求率の上昇は、自動車運転過失致死傷の公判請求率の上昇を反映したものと考えられる。

## 2 刑の長期化

裁判の結果はどうであろうか。全事件裁判確定人員(第5表)を見ると、罰金の顕著な減少とそれに伴う裁判確定人員総数の減少が見られるが、これは、起訴される交通事件自体の減少によるもので、裁判の傾向の変化によるものではない。2004年までの懲役の増加は、窃盗を中心とする一般犯罪(交通犯罪以外の犯罪を一般犯罪と呼ぶことにする)の増加によるものである。

裁判の傾向の変化を示すものとして(それも検察の求刑によってもたらされたものともいえるが)、刑の長期化は歴然としている。第1表が示すように、とくに5年を超える刑期の受刑者の増加が顕著である。なお、長期「化」という語を用いたが、現在一層の長期化が顕著に進行しているという意味ではない。数年前までの長期化の結果、高止まりの状態が続いているという意味である。ただし5年を超える長期刑の比率は上昇し続けている。

刑の長期化は、受刑者が犯罪者サブカルチャーに接する期間が長くなることを意味し、受刑者の社会復帰にとってマイナス要因である。日本の犯罪率の低さは、さまざまな要因によって支えられていたが、日本の刑罰が世界的に

見て比較的軽かったことも寄与していたことは確実である。その伝統が失われることは残念である。激増を続けてきた死刑と無期懲役(第8表)は増加を止めたかに見える。しかし無期懲役の仮釈放の時期はさらに遅くなり(第2表)、事実上、終身刑化している。

長期刑の構成比の増加は、罪種別構成比の変化によってもたらされたものではないかとの疑問が生じるかも知れが、長期刑を言い渡されることの多い殺人や強盗の割合が高くなっているわけではない。殺人は横ばいかやや減少、強盗は顕著に減少している(第4図)。

### 3 処罰を広げるよりも重く罰する刑罰傾向

上に述べたことをまとめれば、十数年来の厳罰化の特徴は、処罰範囲を広げることよりも、従来どおりの処罰範囲を維持またはやや縮小しつつ、公判請求される事件についての求刑と判決の水準が引き上げられたことにある。近年では、一年以下の短期刑も増加しているが、5年を超える長期刑は、今なお増え続けている(第1表)。起訴猶予率や執行猶予率が低くなったわけではなく、実刑の比率が高くなったわけではないが、実刑の長期化が生じたのである。とりわけ五年を超える長期刑の増加は著しい。

量刑基準の変化としては、結果重視の傾向と示談の成否の重視が強まったことがあげられようが、これについては別の機会に実証したい。

### Ⅲ 格差社会

#### 1 格差の現状

2009年10月20日、厚生労働省は、相対的貧困率を始めて公表した。2006年から3年ごとに遡って4回分を算出した結果、2006年は15.7%で、1997年以降最も高い数値であった。OECD加盟30カ国の平均値は10.6%であるから、平均値よりかなり高く、メキシコ、トルコ、米国に次いで4番目に高い数値を示している（もつとも、同一年の比較ではない。各国によって調査年は異なるが、1990年代半ばの数値に依拠したものである<sup>註2</sup>）。

同時に、17歳以下を抽出した子どもの貧困率も公表されたが、14.2%と高率である<sup>註3</sup>。また、子どもの学校外活動費が、親の収入によって大きなひらきがあることが日本経済新聞の調査で明らかになった。親の年収を80万円以上、40万円以上80万円未満、40万円未満の3段階に分けて、子どものスポーツ活動、芸術活動、家庭学習活動、塾などの教室学習の4項目への支出を調査したところ、いずれの項目についても、80万円以上クラスと40万円未満クラスでは、3倍以上の差があるというのである<sup>註4</sup>。こうして、貧困が世代を超えて受け継がれる原因が作られるのである。

1985年の労働者派遣法の成立以来、徐々に進行した格差の拡大が、小泉政権下で一気に加速した。そのひずみがさまざまな形で表面化したのが安倍、福田、麻生内閣の時代であった。その結果、2009年8月30日の総選挙で歴史的な政権交代となったわけであるが、今後の変化に期待がかかるところである。

派遣労働は、1999年の労働者派遣法の改正によって原則自由とされ、2004年の「物の製造」への派遣業務の解禁によって、工場のライン作業にまで上げられた。その結果、労働者の中での非正規労働者の割合が37%に達した。派遣労働者は「雇用の調整弁」としての役割を担われ、08年秋以降の経済不況の中で、真っ先に職を奪われ、

住居を失う労働者が続出した。08年10月から09年6月までに21万人余りの非正規切りがなされている。失業者は34万人に達し、失業率は5.2%に達した。

このような雇用状況に対して、公的セーフティネットはうまく機能してこなかった。失業者のうち失業関連給付を受給していない者の割合が77%に上った。失業保険を受ける資格、期間等に制限があるためである。このような状況から生活保護に頼らざるを得ないがこれも機能していない。生活保護を受ける資格のある人の中で現実に受給している人は2割程度でしかない。生活保護を受けると生活にさまざまな制限を受けるということも一因であろうが、窓口で辞退を迫られたり、受付を拒否されたりするケースが多く、これが生活保護率を低めている主要原因である。

派遣切りによる失業の広がりなどの深刻な問題と並んで、一般労働者の給料減も深刻である。厚生労働省が2010年2月2日に発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上）によると、2009年の労働者1人当たりの月間現金給与総額は、31万5164円であり、前年よりも3.9%減少となった。これは、前年と比較できるようになった1991年以来最大の減少率である。残業を含めた年間日労働時間も前年比2.9%減の1733時間であり、減少率は過去最大である。<sup>(註5)</sup>

## 2 労働者派遣法をめぐる憲法問題

格差社会の根本には労働者派遣法がある。脇田滋教授は、憲法と労働者派遣法には根本的な矛盾がある、と次のように述べている。

憲法27条2項とそれに基づく労働基準法などは、労働によって最終的に利益を得る者（エンドユーザー）が、労働者に対し雇用主としての責任を負うという原則（直接雇用の原則）にたっている。契約関係が仮に「請負」であって

も、あるいは形式的に契約がないとか、逆に重層的な関係になっていても実態的に判断して、使用・従属の関係で労働している者を労働者とし、その労働者を支配下に置いていてる者を使用者として責任を負わせる。それによって、労働者保護を実現するというルールである。

憲法とは同時に制定された労働基準法や職業安定法の審議過程では、戦前の「人貸し」などの間接雇用が労働者を低い地位に置き、非民主的な労働環境を作ってきたことから、それを排除するという認識があった。職業安定法44条の「偽装請負禁止」と労働基準法6条の「中間搾取の禁止」はほぼ一体のものである。

1985年労働者派遣法の狙いはそれを崩すことであつた。「労働者派遣事業」という形式的資格を持ては、派遣会社<sup>2</sup>が「雇用主」になれる。一方、実際の使用者である大企業は雇用主としての責任を負わない。労働の実態と法律上の関係が分離することを立法的に認めたのである。

その結果、派遣先大企業は「自由な雇用調整」、事実上の「自由な解雇」が可能となつた（註6脇田滋「派遣法は憲法と矛盾」赤旗2009年11月5日1面）。

「直接雇用の原則」を崩し、ワーキングプアを生み出すとともに、自由解雇に道を開いた労働者派遣法の罪悪は甚大である。現在の格差社会を見ると、この事実を見逃すことはできない。

### 3 改革の動き

現在労働者派遣法の改正は緊急の課題である。民主党、社民党、国民新党が2009年6月26日に提出した労働者派遣法改正案は、26専門業務以外は常用雇用のみとすること、一定の違法派遣に対して、派遣先と派遣労働者の間に雇用関係を成立させる「直接雇用のみなし規定」を創設すること、派遣先責任を強化すること等を盛り込んでいる。



しかし、「製造業専門職」について例外を設けるなど、なお不透明な部分が残る。

#### 4 セーフティネットの構築

緊急の「経済危機対策」として構築された「新たなセーフティネット」が2009年10月から本格実施されている。雇用保険と生活保護の間を埋めるものとして構想されたものである。以前からの訓練・生活支援給付に加え、住宅手当、総合支援資金、「臨時特例つなぎ資金」が創設された。

### IV 格差社会と厳罰化

厳罰化は、格差社会と密接に関連しながら進行している。厳罰化は、格差の拡大を主原因として生じているといつてよい。厳罰化の原因として指摘されることの多いポピュリズムも被害者運動も、格差の拡大と貧困の、世代を超えた固定化という状況があるから、厳罰化と結びついているのだということができよう。

前記拙稿「格差社会と厳罰化」(渡辺洋三先生追悼論集所収)の中で、私が、格差の拡大と厳罰化を結びつけるものとして指摘したのは、格差の拡大と固定化が社会の一体性感情を損なっていることであつた。格差が拡大し固定化すると、貧困な層が行う犯罪について、上層部の人はまったく共感をもつことがなくなり、厳罰を科せば解決すると簡単に考えてしまう。上層部のそのような感覚は、メディアを通じて多くの国民に共有される。

もっとも、厳しく罰すれば悪行をとめることができるという感情は、万人のもつとも原始的な感情としては共有されているものである。それに対し、厳しく罰することが悪行をとどめるのに有効な手段でないことは、日常生活の中

でもしばしば経験されることである。理性的に物事を観る訓練を受けた者ほど厳しく罰することの限界に気づきやすい。また、公の刑罰制度に関しても、歴史的には厳罰化が犯罪を抑止する力を持たないことはつねに経験され、そのような経験を通じて犯罪と刑罰の問題を理性的に眺める訓練を受けたものは、犯罪抑止を厳罰に頼ろうとはしなくなる。こうして専門家と非専門家間に、刑罰に関する意識の乖離が生じる。刑事政策にポピュリズムが入り込むことが容易なシステムをもつ国ではそうでない国よりも厳罰化が生じやすい<sup>(註)</sup>というのは、このような事情を反映しているであろう。

格差が小さく等質的な社会では、厳しく罰することが悪行の防止に役立たないという理性的な観かたが説得力を持つ。専門家の論調は、そのようなスタンスで語られ、それを受け入れる人が多くなる。格差の大きな社会では、貧しい人たちの行動について、豊かな人たちの共感はなくなり、貧しい人たちの行動への批判は厳しさを増す。「派遣村」で配布された一時金で、酒を買う人がいたということまで、非難の対象になる。いうまでもなく犯罪を構成するような行為に対する処罰感情は強くなる。豊かな人たちのこのような感情がテレビや新聞で語られると、貧しい人たちも含めた原始感情がそれに共感する。

一方、何億円という金を、明確な記帳もなく動かせる人の金銭感覚は、貧しい人々としては理解できない。しかし貧しい人たちの多くは、これを声高に叫ぶ言葉をもたない。自分たちの金銭感覚とはまったく異なるということは感じて、なぜ、どのように悪いことなのかを明確に語ることはできない。格差が大きく固定化した社会ほど、貧しい人たちが影響力のあるメディアを利用して語る場は限定され、また、自分たちが発言しても社会は変わらないという諦めが強くなる。こうして格差社会では特権層の逸脱行為は促進される。(もつとも、強力な権限と広い裁量権をもつ検察当局が、長期にわたって政局を混乱させるような領域に踏み込むことに関する政策的評価は別問題である)。

このような行為の社会的影響は大きいが、統計上の犯罪総数の増減に影響するような数でないことはいうまでもない。上記のような一部の特権的政治家や特権的企業人との感覚の差異を感じるのは貧しい人々だけではなく、裕福な市民もまた同様に感覚のずれを感じる人が多いのではないだろうか。その意味では、一部特権的な階層の人々の犯罪に対する処罰感情に関して、格差の拡大が影響するとは思えない。格差の拡大と固定化が厳罰方向に作用するのは、やはり貧者の犯罪に関してなのである。

## V 近年の変化

現在、刑務所の過剰拘禁の状態は解消しつつある。その原因は、刑の長期化が止まったからではない。犯罪が減少したからである。懲役刑全体に占める5年以上の刑期の受刑者の比率は、今なお増加している。一方では一年以下の刑期の受刑者の比率は2005年を底として、やや上昇に向いている(第1表)。起訴猶予率は上昇し、軽い刑も増えているが、同時に長期刑も増えているのである。処罰する範囲を限定しつつ重い刑も増えるというのがここ数年来の刑罰の動向だといえることができるであろう。処罰範囲を重い犯罪に限定して、それに対して重い刑を科すという点であれば、それも合理的選択の一つかもしれない。しかし、現在、懲役5年以上というような重い刑罰が科されているのは、重い犯罪ばかりではない。スーパーでの買い物客の財布を盗むような行為でも、そして、すぐに見つかって財布は取り戻されたような場合でも、犯人がホームレスで累犯者というような条件が重なれば、5年程度の懲役が宣告されることもある。弱者の犯罪に厳しい状況が今日の特色といえることができるのではないだろうか。弱者の犯罪に厳しい状況を生んだのは、とりもなおさず、新自由主義と、その結果として生み出された格差社会が、社会的連帯

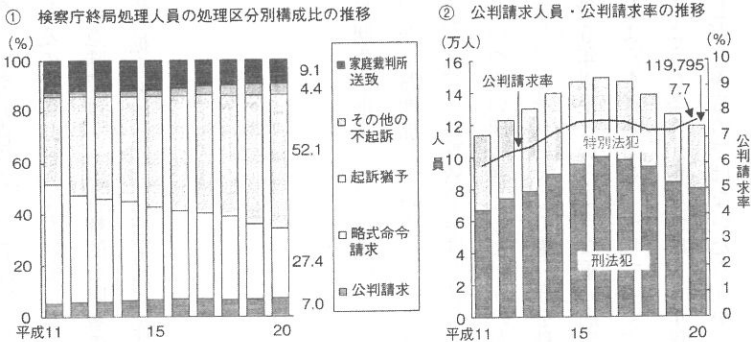
の感情を破壊したからである。犯罪情勢が落ち着きを取り戻し、刑務所の過剰拘禁が解消しつつある現在も、弱者の犯罪に厳しい状況は続いている。

註

- 1 道路交通法違反に関しては、その減少自体は取締まり方針の変化によるものと推測される。
- 2 赤旗2009年10月21日1面。
- 3 同上。
- 4 日本経済新聞2009年11月2日。
- 5 日本経済新聞2010年2月2日夕刊。
- 6 脇田滋「派遣法は憲法と矛盾」赤旗2009年11月5日1面。
- 7 浜井浩一責任編集『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』（現代人文社、2009年）では、この考え方が底流となっている。

第1図 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比・公判請求人員等の推移

(平成11年～20年)

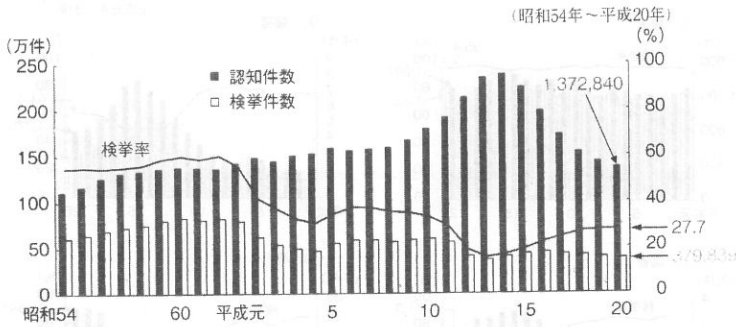


注1 検察統計年報による。

2 「公判請求率」は、 $\frac{\text{公判請求人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た比率をいう。

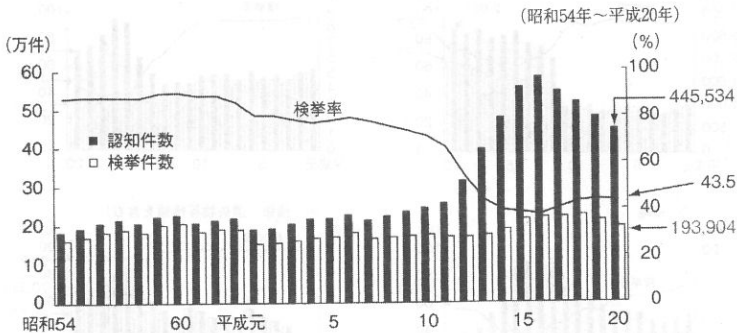
犯罪白書 平成21年版 47頁より

第2図 窃盗 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



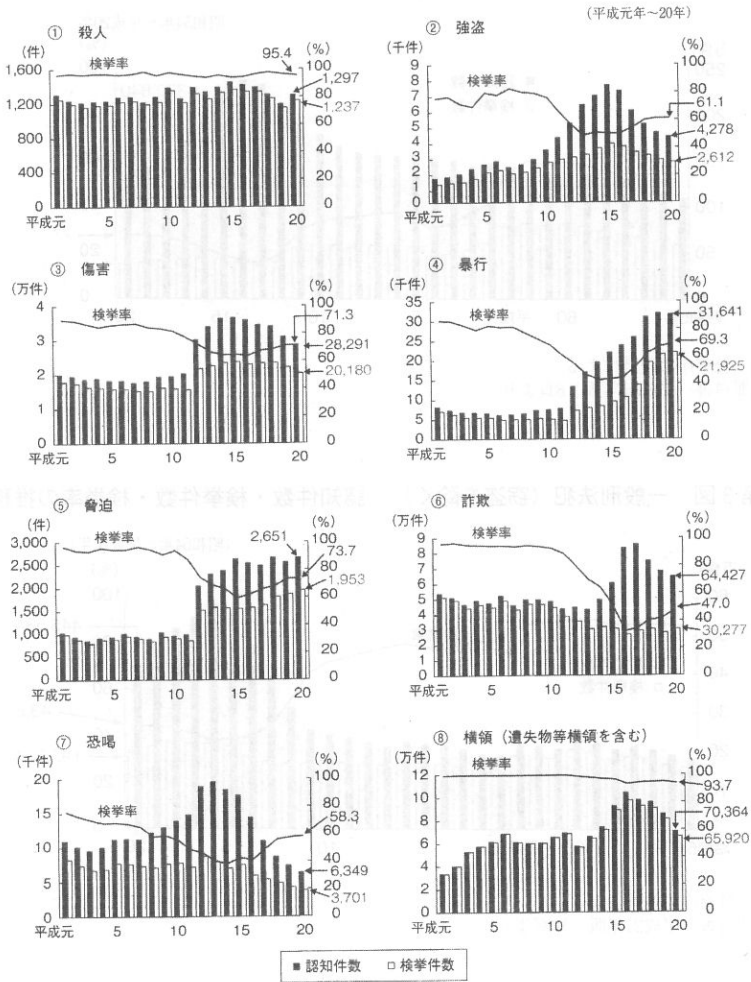
注 警察庁の統計による。  
犯罪白書 平成21年版 8頁より

第3図 一般刑法犯（窃盗を除く） 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



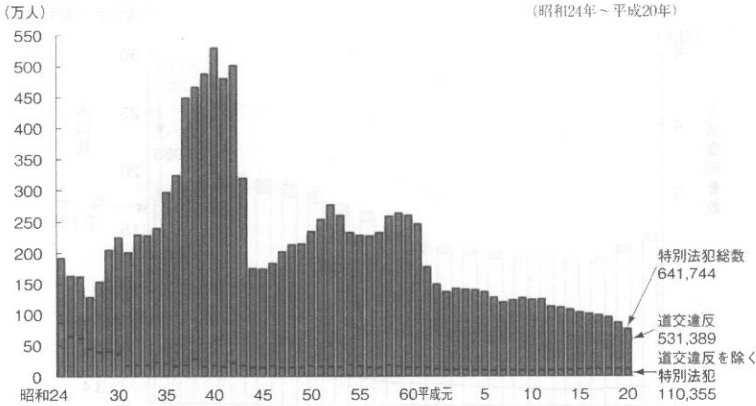
注 警察庁の統計による。  
犯罪白書 平成21年版 10頁より

第4図 一般刑法犯（主要罪名） 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



犯罪白書 平成21年版 11頁より

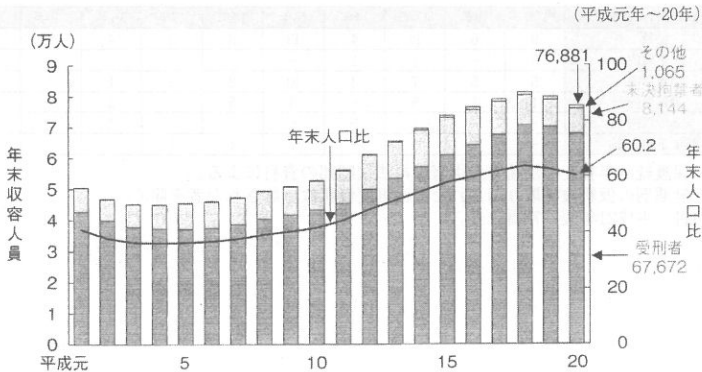
第5図 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移



- 注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。  
 2 「道交違反」は、次の法令の違反をいう。  
 昭和24年 自動車取締令、道路取締令、道路交通取締法、道路交通取締令  
 25年～34年 自動車取締令、道路交通取締法、道路交通取締令  
 35年～37年 道路交通法、道路交通取締令  
 38年～43年 道路交通法、道路交通取締令、保管場所法  
 44年～平成20年 道路交通法、保管場所法

犯罪白書 平成21年版 19頁より。

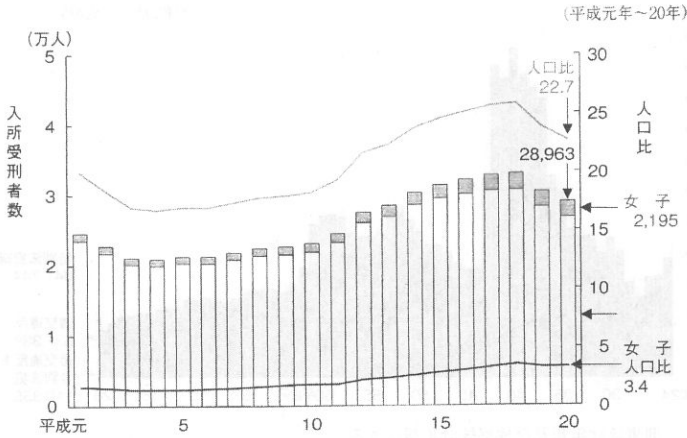
第6図 刑事施設の収容人員・人口比の推移



- 注 1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「収容人員」は、各年12月31日現在の収容人員である。  
 3 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。  
 4 「人口比」は、各年12月31日現在の人口比である。

犯罪白書 平成21年版 58頁より。

第7図 刑事施設の収容人員・人口比の推移



- 注 1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「人口比」は、入所受刑者数の人口比であり、「女子人口比」は、女子の入所受刑者数の人口比である。  
 犯罪白書 平成21年版 60頁より。

第1表 無期刑仮釈放許可人員の推移

(平成11年～20年)

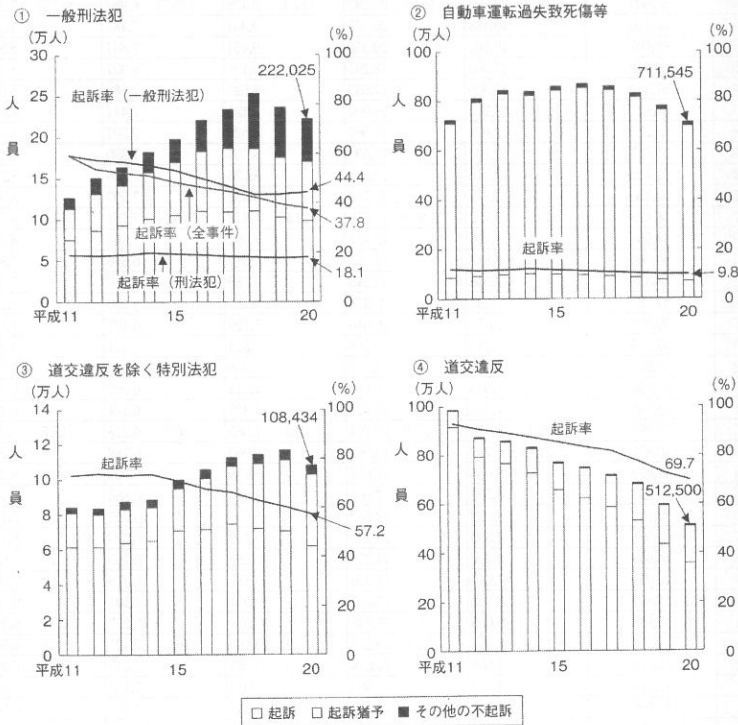
刑の執行期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	9	6	14	4	13	8	3	4	—	4
20年以内	3	—	1	1	—	—	—	—	—	—
25年以内	5	5	7	3	10	2	2	1	—	—
30年以内	1	1	5	—	3	5	—	2	—	2
35年以内	—	—	1	—	—	—	—	1	—	2
35年を超える	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—

- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放を許された者を除く。  
 犯罪白書 平成21年版 73頁より。



第8図 起訴・不起訴人員の推移（罪種別）

（平成11年～20年）



注 検察統計年報による。  
犯罪白書 平成21年版 48頁より。

第2表 年末在所徴役受刑者人員の推移 (刑期別)

(昭和32年～平成20年)

年次	総数	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年を超える
32年	65,509	(31.3) 20,503	(32.5) 21,282	(14.4) 9,428	(10.7) 6,982	(11.2) 7,314
33	65,416	40,498	20,599	9,307	7,481	7,531
34	65,607	19,101	20,350	9,451	7,841	8,864
35	60,942	17,302	18,295	9,196	8,037	8,112
36	57,344	15,505	17,633	8,624	7,568	8,014
37	54,871	13,913	16,990	8,429	7,441	8,098
38	53,275	12,679	16,567	8,520	7,397	8,112
39	51,661	12,101	15,594	8,304	7,390	8,272
40	51,725	12,245	15,682	8,176	7,366	8,256
41	52,450	12,379	15,710	8,438	7,599	8,324
42	48,429	(20.1) 9,752	(28.4) 13,759	(17.8) 8,612	(15.9) 7,721	(17.7) 8,585
43	44,688	8,490	12,437	8,091	7,366	8,304
44	40,980	7,833	11,265	7,397	6,646	7,839
45	38,358	7,548	10,245	6,788	6,267	7,510
46	37,722	7,237	10,378	6,789	6,130	7,188
47	39,094	7,654	10,640	7,199	6,427	7,174
48	37,755	7,213	9,888	7,315	6,421	6,918
49	36,975	6,941	9,613	7,348	6,414	6,659
50	37,156	7,505	9,816	7,213	6,295	6,327
51	38,136	7,795	10,477	7,329	6,324	6,211
52	39,391	(21.1) 8,322	(27.3) 10,764	(19.3) 7,585	(16.5) 6,518	(15.7) 6,202
53	40,858	(21.4) 8,759	10,962	8,060	6,789	6,288
54	41,922	8,638	11,618	8,436	6,992	6,238
55	41,491	8,502	11,665	8,270	6,886	6,168
56	42,908	8,822	12,582	8,555	6,793	6,156
57	44,657	8,800	13,723	9,242	6,785	6,107
58	44,603	8,205	14,274	9,281	6,795	6,048
59	45,094	7,917	15,076	9,317	6,818	(13.2) 5,966
60	45,888	7,323	15,397	9,904	7,101	6,163
61	45,838	6,605	15,349	10,358	7,257	6,269
62	45,732	(13.3) 6,063	(33.3) 15,223	(22.9) 10,491	(16.2) 7,421	(14.3) 6,534
63	45,476	5,563	14,814	10,663	7,646	6,790
元	42,419	4,814	13,300	10,033	7,403	6,869
2	39,698	4,168	12,108	9,542	7,111	6,769
3	37,600	3,776	11,658	9,020	6,729	6,417
4	37,090	3,681	11,446	9,125	6,548	6,290
5	36,987	3,561	11,231	9,475	6,606	6,114
6	37,304	3,353	11,121	9,752	7,048	6,030
7	38,4520	3,161	11,382	10,251	7,474	6,184
8	40,251	3,250	11,574	10,917	8,089	6,421
9	41,573	(7.2) 2,979	(28.2) 11,723	(27.3) 11,335	(21.5) 8,947	(15.8) 6,589
10	43,139	(7.2) 3,102	(26.0) 11,233	(26.9) 11,599	(22.6) 9,758	(17.3) 7,447
11	45,185	(7.2) 3,233	(26.5) 11,973	(26.8) 12,124	(22.7) 10,239	(16.9) 7,616
12	49,651	(7.2) 3,568	(26.9) 13,373	(26.9) 13,355	(22.4) 11,103	(16.6) 8,252
13	53,094	(6.5) 3,427	(25.2) 13,400	(27.2) 14,429	(23.3) 12,360	(17.9) 9,487
14	56,729	(7.0) 3,954	(25.1) 14,234	(26.6) 15,106	(23.8) 13,499	(17.5) 9,936
15	60,565	(6.2) 3,782	(23.5) 14,215	(26.7) 16,186	(25.0) 15,141	(18.6) 11,241
16	63,746	(5.7) 3,604	(22.4) 14,307	(26.5) 16,878	(25.5) 16,262	(19.9) 12,695
17	67,101	(5.0) 3,513	(21.4) 14,368	(26.0) 17,478	(26.1) 17,541	(21.2) 14,201
18	70,164	(5.3) 3,736	(21.3) 14,943	(25.5) 17,862	(25.5) 17,906	(22.4) 15,717
19	69,728	(5.1) 3,559	(20.9) 14,590	(25.5) 17,763	(25.5) 17,572	(23.3) 16,244
20	67,346	(5.7) 3,837	(20.3) 13,692	(24.4) 16,456	(25.1) 16,891	(24.5) 16,470

注1 矯正統計年報による。 2 「5年を超える」は、無期を含む。

3 客年12月31日現在の人員である。 4 ( )内の数字は各年度ごとの刑期別構成比。  
犯罪白書平成21年版 資料編27頁の表をもとに作成。

第3表 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）  
（平成11年～20年）

区分	刑法犯 総数	殺人	強盗	強盗			傷害	暴行	脅迫	凶器 準集	器 備合	窃盗	詐欺	自動車 運転過 失致死 傷等
				強盗 致死	強盗 強傷	強盗 強姦								
①認知 件数														
11年	2,904,051	1,265	4,237	73	1,815	128	20,233	7,792	995	34	1,910,393	43,431	738,425	
12	3,256,109	1,391	5,173	71	2,280	137	30,184	13,225	2,047	36	2,131,164	44,384	812,639	
13	3,581,521	1,340	6,393	96	2,755	171	33,965	16,928	2,300	42	2,340,511	43,104	845,909	
14	3,693,928	1,396	6,984	93	3,038	154	36,324	19,442	2,374	30	2,377,488	49,482	839,867	
15	3,646,253	1,452	7,664	78	3,119	203	36,568	21,937	2,625	34	2,235,844	60,298	855,809	
16	3,427,606	1,419	7,295	89	2,958	201	35,937	23,691	2,537	27	1,981,574	83,015	864,569	
17	3,125,216	1,392	5,988	66	2,351	159	34,484	25,815	2,479	16	1,725,072	85,596	855,644	
18	2,877,027	1,309	5,108	52	2,018	137	33,987	31,002	2,658	20	1,534,528	74,632	825,798	
19	2,690,883	1,199	4,567	44	1,752	136	30,986	31,966	2,553	19	1,429,956	67,787	781,613	
20	2,533,351	1,297	4,278	44	1,649	104	28,291	31,641	2,651	16	1,372,840	64,427	714,977	
②検挙 件数														
11年	1,469,709	1,291	2,813	55	1,271	102	15,644	4,751	869	33	561,148	38,340	738,425	
12	1,389,410	1,322	2,941	56	1,333	91	21,731	7,195	1,524	36	407,246	35,255	812,639	
13	1,388,024	1,261	3,115	74	1,453	106	22,544	7,852	1,590	43	367,643	30,017	845,909	
14	1,432,548	1,336	3,566	83	1,521	98	23,453	8,348	1,572	30	403,872	31,547	839,867	
15	1,504,436	1,366	3,855	67	1,728	100	23,659	9,539	1,567	29	433,918	30,364	855,809	
16	1,532,459	1,342	3,666	83	1,501	156	22,938	10,666	1,581	28	447,950	26,617	864,569	
17	1,505,426	1,345	3,269	57	1,342	104	23,304	13,703	1,638	16	429,038	29,384	855,644	
18	1,466,834	1,267	3,061	52	1,159	95	23,331	19,405	1,812	20	416,281	30,127	825,798	
19	1,387,405	1,157	2,790	37	1,050	104	22,062	21,463	1,869	20	395,243	27,963	781,613	
20	1,288,720	1,237	2,612	42	982	95	20,180	21,925	1,953	13	379,839	30,277	714,977	
③検挙 人員														
11年	1,080,107	1,313	3,762	96	2,224	73	21,952	5,505	896	180	172,147	8,178	764,752	
12	1,160,142	1,416	3,797	109	2,215	89	29,359	8,119	1,458	222	162,610	8,492	850,493	
13	1,195,897	1,334	4,096	114	2,539	72	29,584	8,636	1,525	497	168,919	8,495	870,605	
14	1,219,564	1,405	4,151	141	2,391	67	29,862	9,132	1,527	283	180,725	9,507	871,684	
15	1,269,785	1,456	4,698	90	2,710	78	28,999	10,124	1,457	419	191,403	10,194	889,875	
16	1,289,416	1,391	4,154	120	2,269	91	27,069	11,002	1,388	279	195,151	11,238	900,119	
17	1,278,479	1,338	3,844	90	2,128	75	27,130	13,970	1,522	95	194,119	11,648	891,245	
18	1,241,358	1,241	3,335	83	1,684	72	27,075	19,802	1,693	155	187,654	12,406	856,728	
19	1,184,336	1,161	2,985	65	1,446	59	25,458	21,808	1,684	159	180,446	12,113	818,334	
20	1,081,955	1,211	2,813	74	1,470	64	23,164	22,379	1,824	83	174,738	12,036	741,855	

注1 警察庁の統計による。

2 「支払用カード関係」は、刑法第2編第18章の2の支払用カード電磁的記録に関する罪をいう。

3 「文書偽造・有価証券偽造・支払用カード関係」の「支払用カード関係」は、平成14年から計上している。

4 「略取誘拐・人身売買」の「人身売買」は、平成17年から計上している。

犯罪白書 平成21年版 資料編4、5頁より作成。

(昭和21年～平成20年)

刑 法 犯	一 般 刑 法 犯						総 人 口 (単 位 千 人)
	男 子			女 子			
	人 員	人 口 比		人 員	人 口 比	女 子 比	
445,484	442,579	408,760	1,776.6	33,819	127.3	7.6	75,750
459,339	455,097	419,348	1,673.2	35,749	131.4	7.9	78,101
550,540	546,991	502,122	1,957.3	44,869	161.6	8.2	80,002
585,328	579,897	526,292	2,006.9	53,605	189.6	9.2	81,773
616,723	607,769	553,491	2,066.2	54,278	188.5	8.9	83,200
619,035	606,686	555,390	2,031.7	51,296	174.7	8.5	84,541
575,852	557,521	510,603	1,829.1	46,918	156.7	8.4	85,808
547,550	519,707	476,198	1,675.8	43,509	142.9	8.4	86,981
539,789	503,063	461,989	1,588.7	41,074	132.0	8.2	88,239
558,857	515,480	475,813	1,603.2	39,667	124.9	7.7	89,276
527,950	470,522	438,532	1,443.7	31,990	98.5	6.8	90,172
544,537	471,600	439,750	1,418.3	31,850	96.2	6.8	90,928
545,272	457,212	425,217	1,342.1	31,995	94.7	7.0	91,767
557,073	454,898	422,962	1,314.3	31,936	93.1	7.0	92,641
561,464	442,527	408,592	1,264.5	33,935	98.2	7.7	93,419
581,314	451,586	414,875	1,251.1	36,711	103.7	8.1	94,287
569,866	430,153	388,152	1,139.6	42,001	115.7	9.8	95,181
606,649	425,473	377,319	1,078.5	48,154	129.4	11.3	96,156
678,522	449,842	398,659	1,113.7	51,183	134.6	11.4	97,182
706,827	440,563	390,839	1,071.6	49,724	128.5	11.3	98,275
740,055	433,545	387,074	1,043.0	46,471	118.1	10.7	99,036
802,578	402,738	358,596	951.4	44,142	110.5	11.0	100,196
823,491	393,831	348,258	911.7	45,573	112.6	11.6	101,331
999,981	377,826	322,769	859.3	45,057	109.6	11.9	102,536
1,073,470	380,850	333,344	853.7	47,506	114.6	12.5	103,720
1,026,299	361,972	313,738	795.7	48,234	115.0	13.3	105,145
976,706	348,788	301,380	750.6	47,408	110.8	13.6	107,595
931,329	357,738	306,605	755.0	51,133	118.2	14.3	109,104
852,372	363,309	305,048	742.9	58,261	133.2	16.0	110,573
830,176	346,117	302,685	722.1	61,432	138.6	16.9	111,940
830,717	359,360	292,084	689.1	67,276	150.2	17.2	113,094
822,319	363,144	294,225	686.5	68,919	152.2	19.0	114,165
843,538	381,742	308,756	712.2	72,986	159.4	19.1	115,190
840,333	368,126	298,691	680.3	69,435	149.8	18.9	116,155
869,844	392,113	317,888	719.5	74,225	158.8	18.9	117,060
904,643	418,162	339,216	757.3	78,946	166.8	18.9	117,902
944,051	441,963	362,138	798.2	79,825	166.6	18.1	118,728
983,544	438,705	355,505	773.5	83,200	171.5	19.0	119,536
961,363	446,617	364,833	783.8	81,784	166.5	18.3	120,305
970,369	432,250	353,265	749.3	78,985	158.6	18.3	121,049
967,997	399,886	322,030	673.5	77,856	154.3	19.5	121,660
983,931	404,762	326,700	674.1	78,062	152.7	19.3	122,239
988,784	398,208	315,568	642.7	82,640	159.7	20.8	122,745
934,194	312,992	246,487	496.2	66,505	127.1	21.2	123,205
899,650	293,264	233,070	467.1	60,194	114.1	20.5	123,611
899,023	296,158	239,093	472.8	57,065	107.0	19.3	124,101
922,953	284,908	232,878	456.5	52,030	96.7	18.3	124,567
958,475	297,725	243,445	473.8	54,280	100.2	18.2	124,938
974,158	307,965	250,070	483.9	57,895	100.6	18.8	125,265
970,179	293,252	234,471	450.7	58,781	107.0	20.0	125,570
979,275	295,584	234,918	448.5	60,666	109.7	20.5	125,859
957,460	313,573	243,192	461.8	70,381	126.5	22.4	126,157
1,006,804	324,263	251,540	475.3	72,723	129.9	22.4	126,472
1,080,107	315,355	250,433	471.6	64,922	115.4	20.6	126,667
1,160,142	309,649	246,271	462.8	63,378	112.4	20.5	126,926
1,195,897	325,292	256,869	479.5	68,423	120.5	21.0	127,316
1,219,564	347,880	273,289	509.4	74,591	130.9	21.4	127,486
1,269,785	379,910	300,309	558.4	79,601	139.2	21.0	127,694
1,289,416	389,297	305,165	566.8	84,132	146.7	21.6	127,767
1,278,479	387,234	303,059	564.3	84,175	147.0	21.7	127,768
1,241,358	384,630	302,914	560.8	81,716	142.0	21.2	127,770
1,184,336	366,002	286,432	529.9	79,570	138.1	21.7	127,771
1,081,955	340,100	266,976	493.8	73,124	126.8	21.5	127,692

3 昭和40年以前は一般刑法犯は、「業過を除く刑法犯」である。

4 「人口比」は、14歳以上の男女別の検挙人員の人口比である。  
犯罪白書 平成21年版 資料編2、3頁より。

第4表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙率・検挙人員の推移

年次	認知件数		発生率		検挙件数		検挙率	
	刑法犯	一般刑法犯	刑法犯	一般刑法犯	刑法犯	一般刑法犯	刑法犯	一般刑法犯
21年	1,387,080	1,384,222	1,831	1,827	803,264	800,431	57.9	57.8
22	1,386,020	1,382,210	1,775	1,770	697,585	693,845	50.3	50.2
23	1,603,265	1,599,968	2,004	2,000	811,907	808,619	50.6	50.5
24	1,603,048	1,597,891	1,960	1,954	925,896	920,855	57.8	57.6
25	1,469,662	1,461,044	1,766	1,756	999,709	991,107	68.0	67.8
26	1,399,184	1,387,289	1,655	1,641	974,330	962,455	69.6	69.4
27	1,395,197	1,377,273	1,626	1,605	949,754	931,863	68.1	67.7
28	1,344,482	1,317,141	1,546	1,514	954,261	927,012	71.0	70.4
29	1,360,405	1,324,333	1,542	1,501	952,797	916,804	70.0	69.2
30	1,478,202	1,435,652	1,656	1,608	1,011,086	968,626	68.4	67.5
31	1,410,441	1,354,102	1,564	1,502	898,852	842,659	63.7	62.2
32	1,410,441	1,354,429	1,568	1,490	909,603	838,210	63.8	61.9
33	1,426,029	1,353,930	1,569	1,475	904,966	818,715	62.8	60.5
34	1,483,258	1,382,792	1,601	1,493	925,878	825,511	62.4	59.7
35	1,495,888	1,378,817	1,601	1,476	958,629	841,718	64.1	61.0
36	1,530,464	1,400,915	1,623	1,486	1,019,963	892,547	66.6	63.7
37	1,522,480	1,384,784	1,600	1,455	1,022,512	885,465	67.2	63.9
38	1,557,803	1,377,476	1,620	1,433	1,045,417	868,207	67.1	63.0
39	1,609,741	1,385,358	1,656	1,426	1,017,374	885,168	68.8	63.9
40	1,602,430	1,343,625	1,631	1,367	1,069,617	812,996	66.7	60.5
41	1,590,681	1,293,877	1,606	1,306	1,015,608	756,230	65.8	58.4
42	1,603,471	1,219,840	1,600	1,217	1,077,103	692,913	67.2	56.8
43	1,742,479	1,234,188	1,720	1,218	1,205,371	697,407	69.2	56.5
44	1,848,740	1,253,950	1,803	1,223	1,269,193	675,183	68.7	53.8
45	1,932,401	1,279,877	1,863	1,234	1,362,692	710,078	70.5	55.5
46	1,875,383	1,244,168	1,784	1,183	1,321,242	690,027	70.5	55.5
47	1,818,088	1,223,546	1,690	1,137	1,294,920	700,378	71.2	57.2
48	1,728,741	1,190,549	1,584	1,091	1,226,520	688,328	70.9	57.8
49	1,671,965	1,211,005	1,512	1,095	1,157,495	696,535	69.2	57.5
50	1,673,755	1,234,307	1,495	1,103	1,152,497	713,091	68.9	57.8
51	1,691,247	1,247,631	1,495	1,103	1,816,664	743,048	70.2	59.6
52	1,705,034	1,268,430	1,493	1,111	1,160,113	723,509	68.0	57.0
53	1,776,843	1,336,922	1,543	1,161	1,219,618	779,697	68.6	58.3
54	1,738,452	1,289,405	1,497	1,110	1,214,992	765,945	69.9	59.4
55	1,812,798	1,357,461	1,549	1,160	1,226,526	811,189	69.9	59.8
56	1,925,836	1,463,228	1,633	1,241	1,333,121	870,513	69.2	59.5
57	2,005,319	1,528,779	1,689	1,288	1,392,598	916,058	69.4	59.9
58	2,039,209	1,540,717	1,706	1,289	1,427,813	929,321	70.0	60.3
59	2,080,323	1,588,693	1,729	1,321	1,494,553	1,002,923	71.8	63.1
60	2,121,444	1,607,697	1,753	1,328	1,546,626	1,032,879	72.9	64.2
61	2,124,272	1,581,411	1,746	1,300	1,533,511	990,650	72.2	62.6
62	2,132,617	1,577,954	1,745	1,291	1,566,739	1,012,076	73.5	64.1
63	2,207,380	1,641,310	1,798	1,337	1,548,235	982,165	70.1	59.8
元	2,261,076	1,673,268	1,835	1,358	1,360,128	772,320	60.2	46.2
2	2,217,559	1,636,628	1,794	1,324	1,273,524	692,593	57.4	42.3
3	2,284,401	1,707,877	1,841	1,376	1,231,062	654,538	53.9	38.3
4	2,355,504	1,742,266	1,891	1,399	1,249,428	636,290	53.0	36.5
5	2,437,252	1,801,150	1,951	1,442	1,359,712	723,610	55.8	40.2
6	2,426,694	1,784,432	1,937	1,425	1,410,106	676,844	58.1	43.0
7	2,435,983	1,782,944	1,940	1,420	1,406,213	753,174	57.3	42.2
8	2,465,503	1,812,119	1,959	1,440	1,389,265	735,881	56.3	40.6
9	2,518,074	1,899,564	1,996	1,506	1,378,119	759,609	54.7	40.4
10	2,690,267	2,033,546	2,127	1,608	1,429,003	772,282	53.1	38.0
11	2,904,051	2,165,626	2,293	1,710	1,469,709	731,284	50.6	33.8
12	3,256,109	2,443,470	2,565	1,925	1,389,410	576,771	42.7	23.6
13	3,581,521	2,735,612	2,813	2,149	1,388,024	542,115	38.8	19.8
14	3,693,928	2,854,061	2,808	2,239	1,432,548	592,681	38.8	20.8
15	3,646,253	2,790,444	2,855	2,185	1,504,436	648,627	41.3	23.2
16	3,427,606	2,563,037	2,682	2,006	1,532,459	667,890	44.7	26.1
17	3,125,216	2,269,572	2,446	1,776	1,505,426	649,782	48.2	28.6
18	2,877,027	2,051,229	2,252	1,605	1,466,834	641,036	51.0	31.3
19	2,690,883	1,909,270	2,106	1,494	1,387,405	605,792	51.6	31.7
20	2,533,351	1,818,374	1,984	1,424	1,288,720	573,743	50.9	31.6

注 1 警察庁の統計及び経務省統計局の人口資料による。  
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。

第5表 裁判確定人員の推移（裁判内容別）  
 （昭和50年・平成元年・11年～平成20年）

年次	総数	有罪												無罪	その他
		死刑	無期懲役	有期懲役		有期禁錮		罰金	拘留	科料					
				執行猶予	執行猶予率	執行猶予	執行猶予率								
50年	2,216,145	3	44	63,236	37,039	58.6	5,912	4,833	81.7	2,123,181	62	20,014	335	3,358	
元	1,265,997	5	49	57,351	31,962	55.7	4,391	4,118	93.8	1,193,231	60	9,716	131	1,063	
11	1,090,701	4	48	67,067	42,039	62.7	2,613	2,464	94.3	1,016,822	81	3,514	59	493	
12	986,914	6	59	73,184	45,117	61.6	2,887	2,708	93.8	906,947	81	3,141	46	563	
13	697,138	5	68	75,582	46,523	61.6	3,003	2,805	93.4	884,088	71	3,713	44	564	
14	924,374	3	82	80,201	49,250	61.4	3,510	3,277	93.4	837,144	77	2,752	73	532	
15	877,070	2	117	84,900	52,772	62.2	4,017	3,763	93.7	784,515	38	2,774	80	627	
16	837,528	14	115	85,815	52,856	61.6	4,215	4,001	94.9	743,553	51	3,014	94	657	
17	782,471	11	134	85,020	51,446	60.5	3,904	3,655	93.6	689,972	26	2,829	66	509	
18	738,240	21	135	80,802	47,085	58.3	3,696	3,459	93.6	650,141	21	2,868	82	474	
19	615,387	23	91	74,395	43,271	58.2	3,547	3,336	94.1	533,949	13	2,842	117	410	
20	530,293	10	57	70,830	41,213	58.2	3,367	3,179	94.4	453,065	7	2,507	84	366	

注 1 検察統計年報による。

2 「その他」は、免訴、控訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。  
 犯罪白書 平成21年版 49頁より。

第6表 地方・家庭裁判所の終局処理人員（罪名別・裁判内容別）

(平成20年)

罪 名	総数 (A)	有罪							無罪 (D)	無罪率 D/A (%)	その他
		死刑	懲役・禁錮					罰金・ 科 料			
			無期	有罪 (B)	うち 執行猶予 (C)	執行猶予率 C/B (%)	うち 保護観察 付				
総 数	66,919	5	63	65,616	38,924	59.3	2,954	1,027	72	0.1	136
地方裁判所	66,586	5	63	65,350	38,748	59.3	2,945	960	72	0.1	136
刑 法	39,803	5	61	39,171	21,730	55.5	2,148	418	65	0.2	83
殺 人	590	3	16	561	106	18.9	28	—	4	0.7	6
強 盗	1,248	2	42	1,200	154	12.8	53	—	2	0.2	2
傷 害	4,568	—	—	4,400	2,352	53.3	377	151	9	0.2	8
窃 盗	12,216	—	—	12,107	5,120	42.3	685	90	4	0.0	15
詐 欺	4,887	—	—	4,878	2,474	50.7	246	—	5	0.1	4
恐 喝	1,302	—	—	1,296	703	54.2	74	—	5	0.4	1
横 領	632	—	—	618	297	48.1	19	10	3	0.5	1
強 姦 等	2,275	—	2	2,250	1,293	57.5	190	10	8	0.4	5
放 火	367	—	1	362	125	34.5	55	—	3	0.8	1
公務執行妨害	545	—	—	517	388	75.0	22	26	1	0.2	1
毀棄・隠匿	650	—	—	613	372	60.7	66	33	—	—	4
偽 造	1,888	—	—	1,884	1,464	77.7	63	2	1	0.1	1
暴力行為等処罰法	450	—	—	435	194	44.6	34	15	—	—	—
組織的犯罪処罰法	222	—	—	221	116	52.5	10	—	—	—	1
危険運転致死傷	270	—	—	267	171	64.0	13	—	1	0.4	2
自動車運転過失 致死傷・交通	5,848	—	—	5,761	5,203	90.3	91	57	15	0.3	1
致 死 傷・交通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	1,845	—	—	1,801	1,198	66.5	122	24	4	0.2	16
特 別 法 犯	26,783	—	2	26,179	17,018	65.0	797	542	7	0.0	53
公職選挙法	16	—	—	8	7	87.5	—	7	1	6.3	—
銃 刀 法	311	—	—	283	96	33.9	17	28	—	—	—
覚せい剤取締法	10,205	—	2	10,194	4,304	42.2	383	—	1	0.0	8
大麻取締法	1,318	—	—	1,316	1,128	85.7	44	—	1	0.1	1
麻薬取締法	379	—	—	378	298	78.8	7	1	—	—	—
麻薬特例法	106	—	—	105	5	4.8	1	—	—	—	1
障害物処理法	427	—	—	336	299	89.0	5	85	—	—	6
税 法 等	316	—	—	216	190	88.0	1	97	—	—	3
出 資 法	318	—	—	313	278	88.8	3	4	—	—	1
入 管 法	1,944	—	—	1,934	1,772	91.6	3	10	—	—	—
道 交 違 反	8,645	—	—	8,455	6,779	80.2	203	159	—	—	31
そ の 他	2,798	—	—	2,641	1,862	70.5	130	151	4	0.1	2
家 庭 裁 判 所	333	—	—	266	176	66.2	9	67	—	—	—
児童福祉法	295	—	—	266	176	66.2	9	29	—	—	—
そ の 他	38	—	—	—	—	—	—	38	—	—	—

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 「その他」は、免訴、控訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げである。  
 3 「傷害」は、危険運転致死傷を除く刑法第2編第27章に規定する罪をいう。  
 4 「強姦等」は、刑法第2編第22章に規定する罪をいう。  
 5 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章に規定する罪をいう。  
 6 「税法等」は、所得税法、法人税法、相続税法、地方税法、酒税法、消費税法及び関税法に規定する罪をいう。  
 7 「児童福祉法」は、平成20年12月15日までは、平成20年法律第71号による改正前の少年法及び裁判所法に基づき、家庭裁判所の専属管轄である。なお、同年中に地方裁判所で処理された児童福祉法の事件はない。

犯罪白書 平成21年版 49頁より。

第7表 簡易裁判所の終局処理人員（罪名別・裁判内容別）

①公判手続 (平成20年)						②略式手続 (平成20年)				
罪 名	総 数	有 罪			無 罪	その他	罪 名	総 数	有 罪	
		懲 役	罰 金	拘留・科料					罰 金	科 料
総 数	10,268	8,399 (5,353)	1,669 (4)	13	15 [0.1]	172	総 数	464,756	461,859 (—)	2,897
刑 法 犯	9,665	8,399	1,143	—	10 [0.1]	100	刑 法 犯	87,053	87,043	10
傷 害	318	—	283	—	3 [0.9]	32	傷 害	6,204	6,204	…
窃 盗	8,442	7,914	502	—	6 [0.1]	20	公務執行妨害	987	987	…
盗品譲受け等	15	15	—	—	—	—	自動車運転過失 致死傷・業過	63,319	63,319	…
住居侵入	295	245	48	—	1 [0.3]	1	そ の 他	16,543	16,533	10
賭博・富くじ	6	2	4	—	—	—	特 別 法 犯	377,703	374,816	2,887
過失傷害	138	—	99	—	—	39	道 交 違 反	346,031	344,817	1,214
そ の 他	438	223	207	—	—	8	そ の 他	31,672	29,999	1,673
特 別 法 犯	616	—	526	13	5 [0.8]	72				
公職選挙法	3	—	1	—	—	2				
銃 刀 法	86	—	83	—	1 [1.2]	2				
道交違反	264	—	223	1	3 [1.1]	37				
そ の 他	263	—	219	12	1 [0.4]	31				

- 注 1 司法統計年報による。  
 2 裁判内容の「その他」は、免訴、控訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げである。  
 3 ( )内は、執行猶予の人員(内数)である。  
 4 [ ]内は、無罪率(無罪人員の比率)である。  
 5 「傷害」は、暴行及び凶器準備集合を含む。  
 6 「過失傷害」は、過失致死及び自動車運転過失致死傷・業過を含む。  
 犯罪白書 平成21年版 52頁より。

第8表 通常第一審における死刑・無期懲役言渡人員の推移（罪名別）

(平成11年～20年)

①死刑

年 次	総 数	殺 人	強盗致死
11年	8	4	4
12	14	6	8
13	10	5	5
14	18	12	6
15	13	9	4
16	14	9	5
17	13	11	2
18	13	2	11
19	14	10	4
20	5	3	2

②無期懲役

年 次	総 数	殺 人	強盗致死傷 ・強盗強姦	その他
11年	72	22	45	5
12	69	20	47	2
13	88	20	62	6
14	98	22	72	4
15	99	15	80	4
16	125	33	82	10
17	119	38	77	4
18	99	26	71	2
19	74	21	44	9
20	63	16	42	5

- 注 1 司法統計年報による。  
 2 「強盗致死」は、強盗殺人を含む。  
 犯罪白書 平成21年版 55頁より。